

伊勢市景観計画

平成21年5月1日策定

平成25年1月30日改定

平成29年11月1日改定

平成30年11月1日改定

伊 勢 市



太古の昔から「^{うま}美し国」と呼ばれた伊勢は、神宮と共に悠久の歴史を育んできました。万葉集において、「山見れば 高く^{とうと}貴く 河見れば さやけく清し ^{みなと}水門なす 海も広し」と歌われるなど、数々の歌人・文人を魅了してきたこの地は、温和な気候と共に、私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしています。古くから日本人の「心のふるさと」として親しまれ、全国各地より多くの人々を迎えてきた伊勢は、豊かな歴史文化と、もてなしの心を培ってきました。「お伊勢さん」と共に歩んできた永い歳月は、独自の風土を形成し、私たちの暮らしの中に息づいています。

また、近代においては、日本の都市計画史の中でも際立って早い段階から政府主導の都市計画事業が進められました。神宮周辺の建物の高さを制限した明治 34 年の屋舎制限令に始まり、昭和 15 年には「神宮関係特別措置法」に基づく都市計画事業、通称「神都計画」が国の直轄事業として立案されました。総合的な景観形成を考慮した日本で最初の都市整備事業計画であった「神都計画」は、豊かな自然を保全するための風致地区、外宮・内宮周辺地区の建築物の最高高さを定めた高度地区、外宮・内宮をつなぐ道路などの沿道の美化保全を目的とした美観地区の指定など、神宮が鎮座する「神都」にふさわしい都市の実現を目指して計画されました。戦争末期に中断され、その多くは未完に終わりましたが、「神都」としての威厳や風格を表現しているこの計画は、本市が他と比較して特別な存在であったことを表しています。

一方、急速に変化し続ける時代の中で、連綿と続いてきた人々の営みの姿も変わりつつあります。これまで受け継がれてきた歴史や文化が途絶え、生活や生業と共にあったまちなみが画一的な都市へと姿を変え、地域やまちの個性までもが失われようとしています。今こそ、この伊勢が日本人の「心のふるさと」であることを再認識し、「美し国」たる伊勢の姿、見る者の心を豊かにする伊勢の景観が永く後世に引き継げるよう、手立てを講じなければなりません。

本市では、平成元年に「伊勢市まちなみ保全条例」を、平成 13 年に「二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例」を制定するなど、市民・行政協働でのまちづくりを進めてきましたが、地方自治法に基づく自主条例であったため根拠が弱く、運用に限界がありました。

そのような中、平成 17 年に景観法が全面施行され、今後の景観施策に法的根拠を持たせることが可能となりました。これを受け、先人から受け継いだ豊穡の地であり、日本文化の源泉、「心のふるさと」であるこの伊勢を、私たちの手で守り、つくり、育て、そして次世代に継承していくことを目的として、ここに景観法に基づく伊勢市景観計画を定めます。

平成 21 年 5 月

伊勢市景観計画 目次

第1章 景観計画区域	4
1 景観計画区域	
(1) 一般地区	
(2) 沿道景観形成地区の指定	
(3) 重点地区の指定	
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	7
1 景観形成の基本理念	
2 景観形成の方針	
(1) 土地利用ゾーン別の景観形成の方針	
(2) 軸別の景観形成の方針	
(3) 拠点別の景観形成の方針	
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	35
1 景観形成基準(一般地区及び沿道景観形成地区)	
2 重点地区景観形成基準	
(1) 内宮おはらい町地区景観形成基準	
(2) 二見町茶屋地区景観形成基準	
3 届出対象行為	
(1) 一般地区	
(2) 沿道景観形成地区	
(3) 重点地区	
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	58
1 景観重要建造物の指定方針	
2 景観重要樹木の指定方針	
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項等	59
1 景観重要道路	
2 景観重要河川	
推進に向けて	86